



令和7年4月1日現在

入院時食事療養について

当院では入院時食事療養費（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士による管理された食事を適時（朝食：午前8時、昼食：午後0時、夕食：午後6時）、適温で提供しています。

◆一食当たりの負担額

	区 分	令和7年4月1日から
①	一般の方	510円
②	住民税非課税の世帯に属する方（③を除く）	240円
	（過去一年間の入院期間が90日を超えている方）	190円
③	②のうち70歳以上かつ所得が一定基準に満たない方	110円

※②③に該当する方は、加入している医療保険の保険者が発行する減額認定証を提示してください。

※②のうち過去一年間の入院期間が90日を超えている方は長期該当の減額認定証を窓口に表示してください。

医療法人 団 薫風会 山田病院
院長 山田 幸樹

（掲示期限：基準変更時）

Yamada Hp